

月形町中小企業者等資金融資に係る保証料及び利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、商工業等の維持発展及び経済状況変動等により経営改善のために必要な資金を町が指定する融資を受けた者に対し、保証料及び利子補給金（以下「補給金」という。）を交付し、町内中小企業の安定的な経営を図ることを目的とする。

(町が指定する融資)

第2条 前条に規定する町が指定する融資は次の各号に掲げる融資とする。

- (1) 国の中小企業に対する融資（政府系金融機関）
- (2) 北海道の中小企業に対する融資（道制度資金）
- (3) 月形町中小企業振興融資
- (4) 金融機関の事業資金に係る融資

(交対象者)

第3条 補給金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 町内に店舗等を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者
- (2) 前条に規定する融資を受けている者

(補給金の交付額)

第4条 保証料補給金の交付額は、保証協会が定める保証料で、別表1に定める額とする。

2 利子補給金の交付額は1月1日から12月31日までの間において金融機関に支払った利子（返済が延滞した月に係る利子を除く。）で、別表2に定める額とする。

(交付申請)

第5条 保証料補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、月形町中小企業者等資金融資保証料補給金申請書（様式第1号）に、保証協会へ保証料を支払ったことを証明する書類を添付し、別表1に定める期限までに町長に提出しなければならない。

2 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、月形町中小企業者等資金融資利子補給金申請書（様式第2号）に、元金、利子償還表等の写しを添付し、別表2に定める期限までに町長に提出しなければならない。

3 町長が申請書の取扱い事務を月形商工会に委任する場合は、月形商工会に提出するものとする。

（補給金の決定及び交付）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その可否を月形町中小企業者等資金融資保証料及び利子補給金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（利子補給金の実績報告）

第7条 前条に規定する利子補給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）

は、月形町中小企業者等資金融資利子補給金実績報告書（様式第4号）に、金融機関による融資残高証明書を添付し、町長に提出するものとする。ただし、町長が当該請求書の取扱い事務を月形商工会に委任する場合は、月形商工会に提出するものとする。

（補給金の返還）

第8条 町長は、受給者が偽りその他不正な手段により、補給金の決定又は交付を受けたと認めたときは、これを取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日及び適用期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(月形町中小企業者等資金融資特別利子補給要綱の廃止)

- 2 月形町中小企業者等資金融資特別利子補給要綱（平成 2 0 年 1 2 月 8 日訓令第 1 9 号）は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の保証料及び利子補給金については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

別表 1

保証料補給対象資金	保証料補給の額	申請期限
第2条第1項第3号に掲げる 月形町の中小企業等に対する 融資（運転資金）	保証料の10分の10以内の 額	当該年度の3月31日まで

別表 2

利子補給金対象資金	利子補給の額	利子補給期間	申請期限
第2条第1項第1号及び 第2号に掲げる融資	金融機関に支払った 利子額の5分の1 以内で上限30万円	—	当該年度の1月31日 まで
第2条第1項第3号に 掲げる月形町の中小 企業等に対する 融資（設備資金）			
第2条第1項第4号に 掲げる融資			
第2条第1項第3号に 掲げる月形町の中小 企業等に対する 融資（運転資金）	金融機関に支払った 利子額の2分の1 以内の額（この場 合における協定利 率は2.0%を上限と する。）	融資を受けた日から 60箇月以内	当該年度の1月31日 まで

様式第 1 号(第 5 条関係)

月形町中小企業者等資金融資保証料補給金申請書

年 月 日

月形町長 様

申請者 住 所

事業所名

代表者名 印

月形町中小企業者等資金融資に係る保証料及び利子補給金交付要綱第 5 条の規定により、保証料補給を受けたいので、次により関係書類を添えて申請します。

融資を受けた資金の名称	資金名称
金融機関及び融資期間	金融機関名
	融資期間
信用保証料	円
保証料補給額	円

関係書類の添付 保証協会へ保証料を支払ったことを証明する書類の写し

月形町中小企業者等資金融資利子補給金申請書

年 月 日

月形町長 様

申請者 住 所
事業所名
代表者名 印

月形町中小企業者等資金融資に係る保証料及び利子補給金交付要綱第 5 条の規定により、利子補給を受けたいので、次により関係書類を添えて申請します。

融資を受けた資金の名称 金融機関及び借入日	資金名称	
	金融機関名	借入日
	資金名称	
	金融機関名	借入日
利子補給対象借入額	円	
	円	
年度分支払利子額 (～ まで)	計 円	
	円	
	円	
	計 円	

関係書類の添付 元金、利子償還表等の写し

様式第3号(第6条関係)

月形町中小企業者等資金融資保証料及び利子補給金交付決定通知書

年 月 日

申請者 事業所名

代表者名 様

月形町長 印

年 月 日申請のあった補給金について、次のとおり交付・不交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定

保証料補給額 金 円

利子補給額 金 円

2 不交付決定

(不交付理由)

3 交付決定の場合の注意事項

- (1) この補給金は、当該年度に支払済みの保証料及び利子について交付するものとする。
- (2) 次の事項に該当するときは、補給金の全部又は一部を返還するものとする。

ア 偽りその他不正な手段により、補給金の交付を受けたとき。

イ 営業を廃止したとき、又は1年以上に渡り営業を停止しているとき。

ウ 町長が補給金の交付を不適當と認めたとき。

様式第 4 号(第 7 条関係)

月形町中小企業者等資金融資利子補給金実績報告書

年 月 日

月形町長 様

申請者 住 所

事業所名

代表者名 印

月形町中小企業者等資金融資に係る保証料及び利子補給金交付要綱第 7 条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

利子補給金額 金 円也

添付書類

金融機関の融資残高証明書